小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第１９０号

福岡市早良区原６丁目21番15―202号
再生債務者　松本　良寿
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年１月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第５号

佐賀県唐津市浜玉町浜崎1160番地４
再生債務者　浦田　悟
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成25年１月28日　佐賀地方裁判所唐津支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第６号

さいたま市桜区大字下大久保908番地３
再生債務者　小川　文雄
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月15日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月１日から平成25年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第７号

さいたま市桜区大字下大久保908番地３
再生債務者　小川貴代子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月15日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月１日から平成25年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第８号

埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目423番地５
再生債務者　立和田博孝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月15日まで
平成25年１月25日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第７号

青森県むつ市大字城ヶ沢字梅ノ木10番地
再生債務者　運上　孝雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月22日まで
平成25年１月25日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１９号

堺市中区新家町645番地27
再生債務者　奥田　健二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年１月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年２月22日まで
平成25年１月25日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第８号

兵庫県尼崎市若王寺２丁目32番20―102号
再生債務者　戸口　孝介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月23日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第１０号

千葉県船橋市前原西１丁目24番１―203号
再生債務者　木村　勝典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１０００２号

長崎県雲仙市南串山町甲2229番地５
再生債務者　三宅　和徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月25日
長崎地方裁判所島原支部再生係

平成２４年（再ロ）第４号

滋賀県栗東市川辺439番地
再生債務者　奥村　隆俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月28日
大津地方裁判所民事部再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成25年２月５日　静岡県教育委員会
1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
⑴　中学校教諭１種免許状（社会）、静岡県教育委員会、静岡県、小山　智弘
⑵　高等学校教諭１種免許状（地理歴史）、静岡県教育委員会、静岡県、小山　智弘
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

会社公告

合併公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
甲及び乙は計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年二月五日
秋田県山本郡三種町森岳字町尻五〇番地の五
（甲）合資会社児玉商会
代表社員　児玉　高久
秋田県山本郡三種町森岳字町尻五〇番地の五
（乙）森岳観光タクシー有限会社
取締役　児玉　高久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承
継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲
は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一
項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　山形新聞
掲載の日付　平成二十五年一月二十九日
掲載頁　二頁
（乙）掲載紙　山形新聞
掲載の日付　平成二十五年一月二十九日
掲載頁　二頁
平成二十五年二月五日
山形県酒田市下安町四二番地の一
（甲）株式会社丸高
代表取締役　高橋　剛
山形県酒田市旭新町二三番八号
（乙）株式会社エム・ディー・エム
代表取締役　新田　稔

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙丙丁の権利義務全部を承継して存続し、乙丙丁は解散する事にいたしました。
効力発生日は平成二十五年四月一日であり、四社の株主総会の承認決議は平成二十五年三月二十五日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲乙丙丁）
掲載紙　東京都内で発行する読売新聞
掲載の日付　平成二十五年一月二十八日
掲載頁　三十三頁
平成二十五年二月五日
東京都江東区清澄二丁目二番一号
（甲）東京オール印刷株式会社
代表取締役　安田　繁彦
東京都府中市南町四丁目四〇番地の三三
（乙）東京メディア制作株式会社
代表取締役　西　智之
東京都北区堀船四丁目二番一号
（丙）東京プリントメディア株式会社
代表取締役　須藤　春樹
横浜市瀬谷区北町二一番地一
（丁）横浜オール印刷株式会社
代表取締役　茂木　伸之